

広島市民間避難路等沿道建築物耐震診断補助制度 ～平成29年度 募集案内～

1. 目的

本市では、耐震改修促進法に基づき、平成28年4月に策定した「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」において、避難路等を指定し、その沿道にある地震時による倒壊で道路を閉塞させるおそれのある建築物について、耐震診断を義務付けるとともに、「広島市民間避難路等沿道建築物耐震診断補助制度」を創設しました。

本制度に基づき、これらの建築物について耐震診断費用を補助し、地震発生時においても避難路等としての機能が十分に発揮できるよう、建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進めます。

2. 補助の内容

補助の対象建築物及び補助額などは次のとおりです。

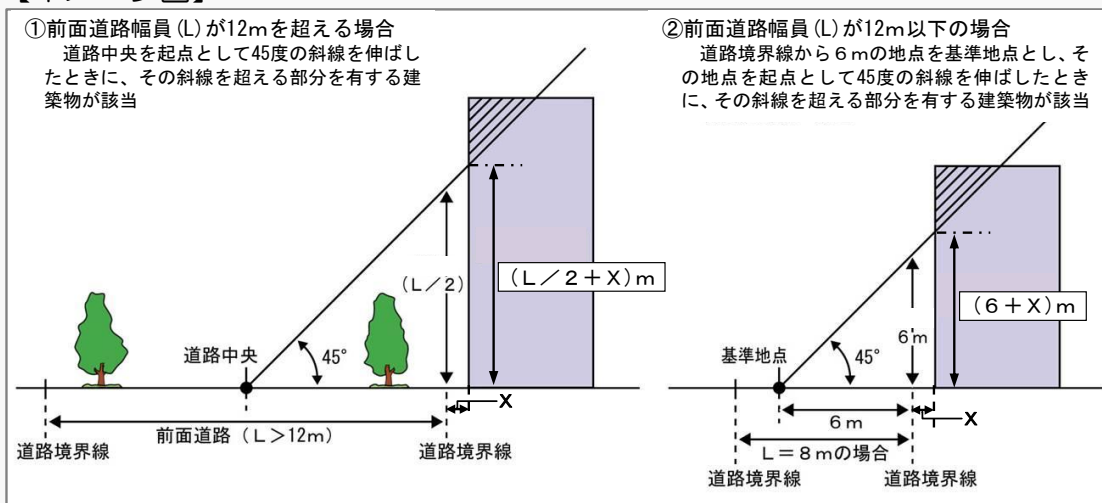
(1) 補助対象建築物

本市が「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」で指定した避難路等の沿道にある民間建築物で、次の要件の全てに該当する耐震診断を義務付けられた建築物

ア. 昭和56年5月31日以前に着工され、建築基準法による検査済証の交付を受けたものなど

イ. 地震時による倒壊で道路を閉塞させるおそれのある建築物

【イメージ図】



(2) 補助額及び補助件数

補助額	補助件数
補助対象経費の10/10（補助限度額なし） （内訳：市5/6・国1/6）	10件程度

※補助対象経費は、耐震診断に要する経費ですが、床面積に応じ一定の基準により算出される上限額を設けていますので、ご注意ください。

詳しくは市ホームページに掲載していますので、次の順にお進みいただきご覧ください。

「広島市トップ」－「産業・雇用・ビジネス」－「建築」－「維持保全・管理」－「耐震性の向上」

3. 申込内容等

(1) 申込期間

平成29年5月10日（水）から平成29年5月31日（水）まで
（申込期間で予算額に達しない場合は、6月1日（木）以降、先着順に受付）

注1：年度内の事業完了が見込めるものに限りです。

注2：申込多数の場合は、抽選となることがあります。

(2) 申込方法

広島市民間避難路等沿道建築物耐震診断補助事業申込書（以下「申込書」といいます。）に記入のうえ、下記の申込先へ持参してください。

※ 申込書の様式については、広島市ホームページからダウンロードしていただくか、下記申込先または各区役所建築課で配布しています。

(3) 申込先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局指導部建築指導課

(4) 交付決定

補助金交付決定については、上記申込期間後に補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付について適正であるかどうかの審査を行い、決定します。

4. その他

- 申込書の提出にあたり、あらかじめ当課と協議を行い、申請に係る必要事項などについて確認してください。
- 補助金の交付決定後に、耐震診断事業に着手してください。
- 「広島市民間避難路等沿道建築物耐震診断補助制度」（補助金交付申請書等の様式を含む）、「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」（避難路等の路線図を含む）については、市ホームページに掲載しています。次の順にお進みいただきご覧ください。
「広島市トップ」－「産業・雇用・ビジネス」－「建築」－「維持保全・管理」－「耐震性の向上」